



埼玉県報

第 2813 号
平成 28 年(2016 年)
7 月 8 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 平成 28 年 4 月から 6 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 埼玉県家畜商講習会の開催（畜産安全課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等の解除（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等の指定（河川砂防課）
- 桶川市坂田西特定土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道春日部久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県建築基準法施行条例第 56 条の 3 第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

雑報

- 埼玉縣市町村職員共済組合公告（市町村課）

正誤

- 埼玉県告示第 618 号中訂正（森づくり課）

平成 28 年(2016 年)7 月 8 日

- 埼玉県告示第 619 号中訂正 (森づくり課)
- 埼玉県告示第 620 号中訂正 (森づくり課)
- 埼玉県告示第 674 号中訂正 (森づくり課)

告 示

埼玉県告示第八百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年七月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Bonds of Heart
- 三 代表者の氏名
倉田 春香
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県和光市下新倉二丁目九番地二十号グランメリー四〇三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対し、国内外の困難な環境下にある子ども達への理解を推進するイベント事業、また、国内外の困難な環境下にある子ども達自身が楽しんでもらえるような交流事業を行い、市民一人ひとりの支援活動を活発化させる事で、子ども達が安心して生活できる環境作り、並びに世界平和の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人ふじみ児童家族カウンセラー研究所

（変更後） 特定非営利活動法人志木認知行動カウンセリング室

三 代表者の氏名

熊谷 ほの

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市水谷東三丁目二十四番十六号

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、子供、その家族に対し、心理的援助、地域コミュニティ援助を行い、メンタルヘルス向上に寄与することを目的とする。

（変更後） この法人は、子供から高齢者、その家族に対し、心理的援助、地域コミュニティ援助を行い、メンタルヘルス向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人川越子育てネットワーク

三 代表者の氏名

本田 倫江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市広栄町二番地二（四〇四号室）

五 定款に記載された目的

この法人は、親と子と子育てに関わるすべての人に対し、当事者の視点で、ニーズに気づき、つどい・学び・育ち合う場づくりと情報発信を核とした事業を行い、お互いに支えあうことで誰もが生き生きと自分らしくいられるコミュニティ作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉倶楽部ちやのみ

三 代表者の氏名

東 凧 満

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千二百三十番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内、主に狭山市に在住する高齢者及び障害者に対し、会員による奉仕活動や介護保険事業・障害福祉サービス事業などを通して、高齢者や障害者の人権が尊重され、住み慣れたところで安心して住み続けられる地域社会を創造することにより福祉の増進に寄与することを目的とします。

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

平成二十八年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 開催日時

平成二十八年九月七日（水）及び九月八日（木）

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

二 開催場所

埼玉県熊谷市須賀広七百八十四番地

埼玉県農業技術研究センター 本館一階 第一会議室

三 講習の内容

イ 家畜の取引に関する法令 四時間

ロ 家畜の品種及び特徴 四時間

ハ 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

イ 提出書類

平成二十八年年度埼玉県家畜商講習会開催要綱に規定する受講申請書等

ロ 提出先

県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する家畜保健衛生所へ提出する

こと。

県内に住所を有しない者は、埼玉県農林部畜産安全課へ提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

ハ 受付期間

平成二十八年七月二十七日（水）から八月十七日（水）まで

郵送の場合は、平成二十八年八月十七日までの消印のあるものに限る。

五 手数料の納付

三千五百円相当額の埼玉県証紙を受講申請書に貼付して納付すること。

六 その他

詳細については、埼玉県農林部畜産安全課（電話〇四八―八三〇―四一九三）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一〇〇
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第八百九十九号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

基準点測量

三 作業地域

三郷市栄四丁目地内

四 作業期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年八月十九日まで

告 示

埼玉県告示第九百号

平成二十七年埼玉県告示第千四百四十一号で公示した公共測量は、平成二十八年六月十七日終了した旨測量計画機関である埼玉県から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百一号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市区域線測量業務）

三 作業地域

さいたま市北部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十八年五月六日から平成二十九年三月二十四日まで

告示

埼玉県告示第九百二二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上田清司

一 近戸上地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	秩父市	近戸町		一九九二番
二	同	同		一九九〇番三
三	同	同		一九九〇番三
四	同	同		一九九〇番一
五	同	同		一八九八番六
六	同	同		一八六〇番一
七	同	同		一八九八番一地先
八	同	同		一九九一番一地先

告 示

埼玉県告示第九百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成十八年埼玉県告示第五百二十七号及び平成二十年埼玉県告示第七百五十六号）のうち、次の区域の指定を解除する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中組―7	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中組―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中組―8	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中組―4	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中組―9	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中組―3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
三沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え	土石流

	中組川		置いて縦覧に供する。						
	加久木川		置いて縦覧に供する。						
	蔵柱南沢		置いて縦覧に供する。						
	白山神社沢2号		置いて縦覧に供する。						
	白山神社沢3号		置いて縦覧に供する。						
	白山神社沢1号		置いて縦覧に供する。						
	白山神社沢4号		置いて縦覧に供する。						

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	西―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	中組―7	平面図等を埼玉県
---------------	------------	---------------------	--	-----	---------------------------------------	---------	---------------------------------------	------	----------

	<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
中組―1	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
中組―8	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
中組―4	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
中組―9	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
中組―3	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
三沢	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

蔵柱南沢	白山神社沢4号
<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
土石流	土石流
<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

告示

埼玉県告示第九百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
根岸	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
日生さやま台団地	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
峯ノ入沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
東吾野小沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
間野	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地すべり
東風影	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地すべり
天王平	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地すべり
大河原―3―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

川寺	南町	御側川	上畑―4	上畑―3	上畑―2	上畑―1	杉ノ谷川	前谷ツ川	小山人川―2	小山人川―1	
平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	

新坂川			妙円寺沢		三ツ沢入1号		三ツ沢入2号		前ヶ貫川		中村川		三ツ沢入3号		門神川		岩渕―5		岩渕―4		岩渕―3
平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

飯能―9	飯能―1	飯能―7	飯能―8	要害沢	深井沢	阿須―6	阿須―4―2	阿須―4―1	阿須―7	阿須―2	
平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	地すべり	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

西―1	沢口	伊倉沢	入沢	中山	中山沢	本郷	諏訪川	西伝寺沢	飯能―11	飯能―10	
平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	地すべり	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

千鹿谷川入沢	竹の久保沢	細入沢	細入―2―2	細入―2―1	細入―1	上宿	白山神社沢4号	白山神社沢1号	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	

西ノ入沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
滝の沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
赤柴2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
赤柴	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
出入沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
田中沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
西ノ入沢2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
布里	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
棕宮	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
榑尾―1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
榑尾―2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
榑尾―3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

赤柴 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
布里 3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
井上 5	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
赤柴 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
万場沢 1―1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
万場沢 1―2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
万場沢 1―3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
藤沢 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
兎田	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
桜井 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
関 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
関 2―1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

藤頼 2―2	藤頼 2―1	頼母沢 ―2	頼母沢 ―1	藤頼 ―2	藤頼 ―1	藤芝沢 2	葉暮沢	頼母沢 2	八五寺沢	江義沢	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	

二
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
元郷	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
三宮寺原	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
久長上郷	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
藤芝―1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
藤芝―2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
西沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	
下郷	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	
岩田下郷	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
野出	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
根岸	平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県

	<p>川越県土整備事務 所及び狭山市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>		<p>川越県土整備事務 所及び狭山市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>峯ノ入沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>東吾野小沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>大河原―3―1</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>大河原―3―2</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>大河原―3―3</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>大河原―1</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

	<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>岩渕―1―2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>岩渕―2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>岩渕―3</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>岩渕―4</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>岩渕―5</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>門神川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

三ツ沢入3号	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
中村川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
三ツ沢入2号	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
三ツ沢入1号	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
阿須―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
阿須―7	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
阿須―4―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

	阿須―6	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
深井沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
飯能―8	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
飯能―7	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
飯能―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
飯能―9	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
飯能―10	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

白山神社沢4号	蔵柱南沢	三沢	中組 ― 3	中組 ― 9	中組 ― 4	中組 ― 8	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上宿</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>細入―1</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>細入―2―1</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>細入―2―2</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>細入沢</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>竹の久保沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

	半根古		西	沢口2	布里2	赤柴1	布里3
秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

井上5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
赤柴2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
万場沢1―1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
万場沢1―2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
万場沢1―3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
藤沢1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
兎田	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

	暮坪			万場沢2―1		万場沢2―2		関3―1		関3―2		関4
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。			平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。			平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

新田原2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
藤沢5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
藤沢6―1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
藤沢6―2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
首部沢1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
福田1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
頼母沢6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

腰 ― 1	頼母沢5	頼母沢4	頼母沢3	藤頼7	藤頼6	藤頼5	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>腰―2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>腰―3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>元郷</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>三宮寺原</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>久長上郷</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>藤芝―1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

藤芝―2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
西沢	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
下郷	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
岩田下郷	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
野出	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

告 示

埼玉県告示第九百五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年一月五日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二

五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

六 変更認可の年月日

平成二十八年七月八日

告 示

埼玉県告示第九百六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県飯能市大字双柳九百四十七番地七

横田 実

二 指定年月日

平成二十八年七月五日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市久喜東四丁目一五二番一地 先から同市久喜東四丁目一二五六番 一九地先まで		区 間
二一・九九〇 四二・〇〇二	二二・〇〇〇 三二・一〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一八〇・九六		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

春日部久喜線	路線名
久喜市久喜東四丁目一五二番一地先 から同市久喜東四丁目一二五六番一 地先まで	供用開始の区間
平成二十八年七月八日	供用開始の期日
平成二十八年七月八日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第八号で告示した 道路区域の供用開始である。 延長 一八〇・九六メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

行田蓮田線	路線名
蓮田市大字高虫字高都原三四四番一地 先から同市大字高虫字小日洋一一六七 番二地先まで	供用開始の区間
平成二十八年七月八日	供用開始の期日
平成二十七年一月十三日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第一号で告示した 道路区域の一部供用開始である。 延長 三一〇・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年三月十八日

指令川建セ第二七〇一〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十八年七月四日

川建セ第二八〇〇一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三千六百十六番二、三千六百十七番一、三千六百十八番二、町道九千七百八号線の各一部及び三千六百十九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町二丁目四番七号

株式会社加藤不動産 代表取締役 加藤 一三

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年三月二十二日

指令川建セ第二七〇〇九七〇号

二 検査済証番号

平成二十八年七月五日

川建セ第二八〇〇一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字唐子二千四百十番一、二千四百十番三、二千四百十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三百九十七番地六 二F

森田 宏美

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）第五十六条の三第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年七月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第 秩 ・ 二 号
指定に係る 道路の種類	埼玉県建築基 準法施行条例 第五十六条の 三第一項第五 号
指定の年月日	平成二十八年七 月八日
指定に係る道路の位置	埼玉県秩父郡長瀨町大字長瀨字地藏堂九百八十 九番一
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二十九・四〇メー トル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四・二〇メートル

告 示

埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年七月八日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十八年七月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教職員健康審査会委員の委嘱について

ロ 埼玉県社会教育委員の任免について

ハ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任免について

ニ その他

雑 報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十七年年度決算の要旨を公告する。

平成二十八年七月八日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 原 口 和 久

損益計算書の要旨														(単位:千円)			
経理区分	短期	長期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 アルヘンローゼ	宿泊 会館	貯金	貸付	物資	財形			
収	負担金	16,517,964	26,323,039	21,538,923	1,270,236	45,318		563,438	690,541								
	掛金(組合員保険料)	16,350,264	13,919,481	14,622,303	1,270,267				672,219								
	施設収入・商品売上								246,197	53,697							
	利息及び配当金	2,775					187,107	167,855	691	449	2,422	645	7,912,252	353			
入	その他収入	2,992,716							175,971	117,406	252,362	116,087	306,722	333,565			
	他経理から繰入金								104,330	50,000				84,512			
	前年度支払準備金	2,453,472															
	計	38,317,191	40,242,520	36,161,226	2,540,503	45,318	187,107	167,855	844,430	1,480,613	550,981	170,429	8,218,974	333,918			
	給付	16,236,523															
	役員給与							266,343	57,965	29,263	24,574	46,019	55,080	4,212			
	旅費・事務費							51,074	4,770	3,169	570	4,286	3,233	50			
	商品仕入										188						
	飲食材料費									55,834							
	委託費							61,846	143,737	84,274	31,483	107,496	24,710	600			
	支払利息						187,107	167,855				7,455,525	284,827	65,944			
	連合会払込金	449,771											16,288				
	負担金払込金		26,323,039	21,538,923	1,270,236	45,318											
	掛金払込金(組合員 保険料払込金)		13,919,481	14,622,303	1,270,267												
	前期高齢者納付金	7,117,445															
	後期高齢者支援金	6,230,863															
	病床転換支援金																
	老人保健拠出金	179															
	退職者給付拠出金	639,408															
	他経理へ繰入金	104,331							50,000								
	その他支出	4,347,004						454,897	1,075,795	211,453	84,538	30,542	20,303	3,309			
	次年度支払準備金	2,464,464															
	計	37,589,988	40,242,520	36,161,226	2,540,503	45,318	187,107	167,855	834,160	1,332,267	391,546	141,353	7,643,868	404,441			
	差引当期利益金又は当期 損失金(△)	727,203							10,270	148,348	159,435	29,076	575,106	△ 70,523			
貸借対照表の要旨																	
資産	流動資産	6,442,740	9,898,868	4,920,794	338,672	6,064	1,402,626	536,012	804,848	1,687,183	1,626,391	849,946	36,779,758	2,280,928			
	固定資産						20,043,090	18,564,560	11,992	614	2,233,974	1,053,594	417,083,165	11,415,686			
	資産合計	6,442,740	9,898,868	4,920,794	338,672	6,064	21,445,716	19,100,572	816,840	1,687,797	3,860,365	1,903,540	453,862,923	13,696,614			
負債	流動負債	377,804	9,898,868	4,920,794	338,672	6,064			33,635	500,568	13,524	5,788	430,277,169	2,270			
	固定負債	2,464,463					21,445,716	19,100,572	230,128	82,755	209,713	640,417	43,423	11,370,333			
	負債合計	2,842,267	9,898,868	4,920,794	338,672	6,064	21,445,716	19,100,572	263,763	583,323	223,237	646,205	430,320,592	11,372,603			
純資産	資本剰余金									981	3,388,376	988,152					
	利益剰余金	3,600,473							553,077	1,103,493	248,752	269,183	23,542,331	2,324,011			
	純資産合計	3,600,473							553,077	1,104,474	3,637,128	1,257,335	23,542,331	2,324,011			
	負債・純資産合計	6,442,740	9,898,868	4,920,794	338,672	6,064	21,445,716	19,100,572	816,840	1,687,797	3,860,365	1,903,540	453,862,923	13,696,614			

正 誤

埼玉県告示第六百十八号（平成二十八年五月二日第二千七百九十四号）中訂正

ページ 行

一 前から十三

誤

字平溝四〇〇五、四〇〇六の一、四〇〇八の一（次の図に示す部分に限る。）

正

字平溝四〇〇五・四〇〇六の一・四〇〇八の一（以上三筆について次の図の示す部分に限る。）

ページ 行

一 前から十四

誤

(二) その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

正

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

正 誤

埼玉県告示第六百十九号（平成二十八年五月二日第二千七百九十四号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

埼玉県秩父市山田字崩鼻二〇九八、二〇九九、二一〇三、二一〇六

正

埼玉県秩父市山田字崩鼻二〇九八・二〇九九・二一〇三・二一〇六（以上四筆について次の図の示す部分に限る。）

ページ 行

一 前から十六

誤

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

正

ロ 立木の伐採の限度

ページ 行

一 前から十八

誤

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

正

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及

び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

埼玉県告示第六百二十号（平成二十八年五月二日第二千七百九十四号）中訂正

ページ 行

一 前から十三

誤

字城ノ房七五〇の一、七五〇の二、七五一の一（次の図に示す部分に限る。）

正

字城ノ房七五〇の一・七五〇の二・七五一の一（以上三筆について次の図の示す部分に限る。）

ページ 行

一 前から十四

誤

(一) その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

正

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

正 誤

埼玉県告示第六百七十四号（平成二十八年五月十三日第二千七百九十七号）中訂

正

ページ 行

一 前から十三

誤

字桐木一八一〇、一八一（次の図に示す部分に限る。）

正

字桐木一八一〇・一八一（以上二筆について次の図の示す部分に限る。）

ページ 行

一 前から十四

誤

(一) その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

正

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。